



2022年8月2日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 中 京 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 小 林 秀 夫
(コード番号 8530 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 執 行 役 員
総 合 企 画 部 長 瀬 林 寿 志
(TEL 052—249—1613)

**自己株式の公開買付けの結果及び取得終了並びに
主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ**

当行は、2022年6月30日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当行定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、2022年7月1日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが2022年8月1日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けの終了をもって、2022年6月30日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

また、本公開買付けにより、2022年8月24日をもって、当行の主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に異動がありますので、併せてお知らせいたします。

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社中京銀行 愛知県名古屋市中区栄三丁目33番13号

(2) 買付け等をする上場株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）

2022年7月1日（金曜日）から2022年8月1日（月曜日）まで（21営業日）

② 公開買付開始公告日

2022年7月1日（金曜日）

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、1,195円

(5) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

- ② 決済の開始日
2022 年 8 月 24 日 (水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）

（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i). 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当行の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が当行の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が当行の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額の全てが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第 4 条の 6 の 2 第 37 項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii). 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当行の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	8,534,385株	一株	8,534,398株	8,534,385株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数(8,534,385株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書（2022年7月15日付公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないこととし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単位（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社中京銀行本店	愛知県名古屋市中区栄三丁目33番13号
株式会社名古屋証券取引所	愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

II. 自己株式の取得終了について

1. 取得の概要

- (1) 取得した株式の種類 普通株式
- (2) 取得した株式の総数 8,534,385株
(注) 発行済株式総数に対する割合 39.18%（小数点以下第三位を四捨五入）
- (3) 株式の取得価額の総額 10,198,590,075円
(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。
- (4) 取得した期間 2022年7月1日（金曜日）から2022年8月1日（月曜日）まで
- (5) 取得方法 公開買付けの方法による

なお、本公開買付けの終了をもって、2022年6月30日開催の取締役会決議による会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当行定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考)

自己株式の取得に関する2022年6月30日開催の取締役会における決議内容

- (1) 取得する株式の種類 普通株式
- (2) 取得する株式の総数 8,534,485株（上限）
(注) 発行済株式総数に対する割合 39.18%（小数点以下第三位を四捨五入）
- (3) 株式の取得価額の総額 10,198,709,575円（上限）
- (4) 取得する期間 2022年7月1日（金曜日）から2022年10月1日（土曜日）まで

III. 主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

当行は、2022年7月1日から2022年8月1日までを公開買付期間とする本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2022年8月1日をもって終了いたしました。

本公開買付けにおいて、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）からその所有する当行の普通株式の全てである8,534,385株について応募があり、当行は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、三菱UFJ銀行の応募株式の全部を取得することとなりました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、本公開買付けの決済の開始日である2022年8月24日付で、三菱UFJ銀行は当行の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは当行のその他の関係会社に、それぞれ該当しないこととなり、ミソノサービス株式会社は当行の主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

2. 異動する株主の概要

主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社三菱UFJ銀行	
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役頭取執行役員 半沢 淳一	
(4) 事 業 内 容	銀行業	
(5) 資 本 金	1,711,958百万円（2022年3月31日現在）	
(6) 設 立 年 月 日	1919年8月15日	
(7) 連 結 純 資 産	12,242,901百万円（2022年3月31日現在）	
(8) 連 結 総 資 産	299,610,983百万円（2022年3月31日現在）	
(9) 大株主及び持株比率 （2022年3月31日現在）	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	100.00%
(10) 当 行 と 当 該 株 主 の 関 係	資 本 関 係	本日現在、当行の普通株式8,534,385株（所有割合（注）：39.19%）を所有しており、当行の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当します。ただし、その所有する全ての当行の普通株式について本公開買付けに応募しております。
	人 的 関 係	当行は三菱UFJ銀行から出向者を1名受け入れておりません。
	取 引 関 係	営業上の取引（預金取引関係、金銭貸借関係）、設備の賃貸借（建物の一部賃貸）、業務提携（外為事務委託、ATM相互開放、環境融資等に関する業務協力協定、国際業務分野に関する包括業務協力協定）がございます。

（注）「所有割合」とは、当行が2022年5月11日に公表した「2022年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2022年3月31日現在の当行の発行済株式総数21,780,058株から、同日現在の当行が所有する自己株式5,150株を控除した株式数21,774,908株に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

その他の関係会社に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 亀澤 宏規	
(4) 事 業 内 容	銀行持株会社	

(5) 資本金	2,141,513 百万円 (2022 年 3 月 31 日現在)	
(6) 設立年月日	2001 年 4 月 2 日	
(7) 連結純資産	17,988,245 百万円 (2022 年 3 月 31 日現在)	
(8) 連結総資産	373,731,910 百万円 (2022 年 3 月 31 日現在)	
(9) 大株主及び持株比率 (2022 年 3 月 31 日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	15.89%
	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5.51%
	BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行)	4.22%
	SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2.24%
	THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DR HOLDERS (常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行)	1.84%
	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.65%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (明治安田生命保険相互会社・退職給付信託口)	1.38%
	JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.33%
	トヨタ自動車株式会社	1.18%
	日本生命保険相互会社	1.12%
(10) 当行と 当該株主の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名称	ミソノサービス株式会社
(2) 所在地	愛知県名古屋市北区平安二丁目 15 番 56 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 各務 修造
(4) 事業内容	ビルメンテナンス
(5) 資本金	30 百万円

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数、所有株式数及び議決権所有割合

(1) 株式会社三菱UFJ銀行

	属性	議決権の数 (所有株式数) (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (2022年3月 31日現在)	主要株主である 筆頭株主及びそ 他の関係会社	85,343 個 (8,534,385 株) (39.37%)	—	85,343 個 (8,534,385 株) (39.37%)	第1位
異動後	—	0 個 (0 株) (—%)	—	0 個 (0 株) (—%)	—

(2) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

	属性	議決権の数 (所有株式数) (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (2022年3月 31日現在)	その他の関係会 社	—	85,906 個 (8,590,685 株) (39.63%)	85,906 個 (8,590,685 株) (39.63%)	—
異動後	—	—	563 個 (56,300 株) (0.43%)	563 個 (56,300 株) (0.43%)	—

(3) ミソノサービス株式会社

	属性	議決権の数 (所有株式数) (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (2022年3月 31日現在)	主要株主	21,740 個 (2,174,000 株) (10.03%)	—	21,740 個 (2,174,000 株) (10.03%)	第2位
異動後	主要株主である 筆頭株主	21,740 個 (2,174,000 株) (16.54%)	—	21,740 個 (2,174,000 株) (16.54%)	第1位

(注1) 異動前の「議決権所有割合」は、2022年3月31日現在の発行済株式総数21,780,058株から、同日現在の議決権を有しない株式数102,258株を控除した株式数21,677,800株に係る議決権の数216,778個を基準に計算しております。

(注2) 異動後の「議決権所有割合」は上記(注1)記載の議決権数(216,778個)より、本公開買付けによる自己株式取得分8,534,385株に係る議決権数85,343個を差引いた131,435個を基準に計算しております。

(注3) 議決権所有割合については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注4) 異動後の大株主順位については、2022年3月31日現在の株主名簿を基準に推定して記載しております。

4. 異動予定年月日

2022年8月24日(本公開買付けの決済の開始日)

5. 今後の見通し

現時点において、本異動が当行の業績に与える影響はありません。

以 上